

## 山本秀雄先生の人と学問

——イギリス企業集中の研究に貫かれた実証主義の精神——

高橋 昭 三

### [1]

山本秀雄先生は、1960年、「反安保」の炎が燃え盛りつつあった年の4月、大阪府立大学経済学部助教授から、立教大学経済学部の企業形態論担当の助教授として招聘された。私もまた同じ年に本学に経営財務論担当者として勤務することになった。山本さん（これからはそう呼ばせていただく）との最初の出会いは、したがって最初の教授会の時であったに違いない。一見、村夫子然とした温容と態度で、普通の人よりは1オクターブ程の高い声で自己紹介されたことを覚えている。

ところで、山本さんの専攻領域と私のそれとは共に現代株式会社の分析を基礎としているところから、研究の面で色々ご指導を受けたり、議論し合う機会に恵まれたが、お互いに研究の経歴などを話合っているうちに、山本さんとは「研究上の師」についても共通するところがあって、ますます親しみを覚え、親交を深めさせて戴くことになった。というのは、山本さんは1948年11月から54年3月まで東京商工指導所に勤務され、東京都の商工業の発展のための調査と指導に当たられたが、当時の所長は「個別資本運動説」の創始者として名高い中西寅雄先生が務めておられて、山本さんも他の所員と同様に、同先生の直接、間接の指導を受けられたとのことである。私の指導教授は、中西先生の高弟に数えられる柳川昇、中村常次郎の両先生であり、特に大学在学中の1950年には、同指導所が企画し、柳川先生や大河内一男先生が中心になって進められた「東京都商工業の現状と振興に関する調査」（正確な名称は失念したが）の走り使いをしたことなどもあって、柳川先生から中西先生にご紹介をいただいた。牽強付会のそしりを受けるかも知れないが、山本さんと私とは中西先生を「共通の師」として仰ぐ関係でもあった、と言っても言い過ぎではないであろう。

### [2]

先にも、山本さんを「一見、村夫子然とした……」と言わせて戴いたが、山本さんはその印象とは裏腹に、東京は下町育ちの江戸っ子であり、旧制の「一高、赤門」と言う超秀才コースを歩まれ、更に1年半ほど旧制の大学院で研鑽を積まれた俊秀である。エリート・コースを歩んだ人にありがちな尊大さも、鋭利なカミソリの切れ味を見せびらかそうとすることも、山本さんには全く無縁で、そのほのほのとしたヒューマンな風貌のなかに絵てを包みこんでしまう

大人の風格が備わっている。山本さんのこうした性格から滲み出てくる言動は、接する人々に絶大の信頼感を抱かせるものがある。例えば、いろんな会議で議論が紛糾したような場合、頃合いを見計らって発言される山本さんの一言は千鈞の重みをもって受け止められ、議論の帰趨がその方向に向かって進むことが多かった。多分、三戸さん（本学名誉教授）ではなかったかと思う、「山本さんはずばぬけて頭の良い最高のまとめ役だ」と評されたことを記憶している。また、山本さんの講筵に列した学生達は、早速「村長さん」と言うニック・ネームを奉って、彼等の親近感を表していたと聞いている。実に、言い得て妙である。

山本さんは、1969～70年にかけて全国の学園に吹き荒れた「大学紛争」の嵐が漸く終熄に向かいつつあった71年4月から73年3月までの2年間、経済学部長の職に就いて、紛争後の研究・教育の再建に全力を注がれた。そのときに「最高のまとめ役」としての器量と「村夫子然」とした風格と包容力をいかんなく発揮されて、正しい再建の軌道を敷かれた。「過激な言動を好んだ」当時の学生も山本さんの泰然とした風格と温容には齒が立たなかったであろうし、大学再建の道を模索した様々な意見が交錯していた教授会の意思を一つにまとめていく上で、他人から余り反感を持たれない温厚な人柄と持ち前の調整力が与って力があったからである。

山本さんのこうしたお人柄と力量は、その豊かな学識と共に、世間も等しく認めるところであって、学界にあっては、1980年以来、公益事業学会の評議員を歴任しておられるし、また、1972年以来、埼玉県開発審査会会長代理、埼玉県建築審査会会長代理として、地域社会の発展に寄与しておられる。さらに、本学を定年退職された後、直ちに、新設の作新学院大学（宇都宮市）に経営学部長として迎えられ、同大学の教育・研究の基礎造りに全力を尽くしておられると共に、宇都宮市公文書公開審査会会長代理の職にも就かれて、地域社会の民主化の発展のために力を注いでおられる。

### [3]

山本さんの研究業績は、ライフ・ワークとも言うべき学位論文『イギリス企業集中の研究』（信山社、1988年）に集大成されている領域と、地方公営企業を中心とする公企業体の経営の領域とに大別される、と言ってよいであろう。しかし、紙幅の関係もあって、ここでは前者に的を絞って紹介することとしたい。

周知のように、「カルテルのドイツ」、「トラストのアメリカ」と言われる後発の資本主義の両国に比して、イギリスの独占形成は鮮明な姿をとって現れてこなかったために、わが国では、イギリスの企業集中の構造的特質についての分析が軽視されてきた経緯がある。しかし、山本さんは、「自由競争が資本制生産の法則そのものによって独占に転化する」と言う命題からすれば、「自由競争に基づく資本主義を真先に確立したイギリスにおいて独占形成の範例ないし普遍性が貫かれて然るべきである」との問題意識に立って、この法則的な論理をイギリスにおいて検証することを畢生の研究課題とされた。もとより、法則の現実における展開は、様々な

具体的条件を媒介として理解されなければならないから、当時のイギリスの基幹産業であった石炭業、鉄鋼業および綿業の三部門における独占形成の構造上の特質を分析することによって、企業集中の普遍性と特殊性とを明らかにする道を歩まれたのである。

ところで、上記のような問題意識と分析視角から進められた山本さんの研究の方向と成果の大筋は、学位論文の第3章「独占形成期におけるイギリスの産業独占」（初出は『大阪府立大学経済研究』創刊号，1956年）に示されている。

いうまでもなく、世界に先駆けて自由競争の資本主義を確立したイギリスは、第1次世界大戦前に、その「世界の工場」としての地位の崩壊と産業の衰退の進行とに直面したが、その過程で展開された独占形成の米独両国に比しての立ち遅れと弱体性の原因は、まさに当の「世界の工場」としての先進国のゆえにもたらされた産業構造上の弱体性、すなわち、国内競争者の多数の存在と集中の低さ、海外投資の優越性による国内産業の技術革新の停滞、高収益の資本還元による暖簾の創出と水増し財務政策に象徴される寄生的な工業金融上の特殊性に求められなければならない。これが、山本さんの研究の当初から抱かれた構想と展望であって、このような特質を前記の三つの基幹産業部門について析出するとともに、イギリス産業における独占形成の立ち遅れの主因を「自由貿易＝保護関税の欠如」に求めるヒルファディング等の通例の見解を批判することをも意図されている。

なお、山本さんはこの当初の論文において、上記の基幹産業部門の生産構造上の特質を次のように概括されて、その後に深めていくべき自らの研究の道筋を示しておられる。すなわち、

(1) 石炭業については、1883年に提唱されたエリオット卿のトラスト計画の挫折に象徴されるように、全国分散型の鉱区の存在と圧倒的多数の中小生産者の存在という産業構造上の特質のゆえに、独占形成は阻害される傾向にあって、このことがまた1930年の「石炭鉱業法」による強制カルテル、および第2次大戦後の炭鉱国有化を成立させる要因にもつながるものであったこと、

(2) 生産財産業の鉄鋼業については、前世紀末から今世紀にかけて、製銑—製鋼—圧延の三工程の総合一貫化を目指す垂直的結合による独占形成がカルテル形成と共に進んでいたが、古い技術的基礎で拡張しきっていたため、ベッセマ法、トーマス法と急速に発展する当時の技術変革に自ら対応することが困難であったこと、

(3) 消費財産業で世界を圧していた綿工業については、高度の職能専門化・生産部門の分化という生産構造の特質から、垂直的な結合ではなく、高級特殊部門、加工・仕上部門での水平的結合による独占的企業の形成が進み、しかも、その周囲に狭小な経営規模の企業もまた多数存在して、イギリス綿業の技術的革新を阻害し、その国際競争力を低下せしめた、という展望が既にこの論文の中に示され、それを肌理細かに実証するための作業に精力的に取り組まれることになった。以下、その研究の足跡を辿ってみよう。

## 〔4〕

まず、イギリス炭鉱業の独占形成についての分析は、(1)第1次大戦後におけるイギリス炭鉱業の再編成に関して設置された1919年の Coal Industry Commission (Sankey Commission) と1925年の Loyal Commission on the Coal Industry (Samuel Commission) の二つの委員会の設置と、(2)1930年の Coal Mines Act に基づく強制カルテルの成立とに焦点を据えて深められた。

前者については、「Sankey Commission と Samuel Commission——第1次大戦後のイギリス炭鉱業再編成をめぐる——」と題して発表された論文(学位論文、第4章、所収)で分析しているが、そこでは、特に大戦直後における国有化再編成への論争から、トラスト化による資本再編成の要請へと急激に変化していったプロセスを、炭鉱労働者と炭鉱資本家との相剋と力関係の推移において明らかにされた。それと同時に、イギリス炭鉱業においては、全国分散型の鉱区の存在と圧倒的多数の中小生産者の存在という、炭鉱業の複雑・多様な構造的特質が全面的なトラスト化と資本再編成を阻害する要因となっていること、したがって、炭鉱資本家が構造的再編によるより、炭鉱労働者の犠牲による cheap coal によって危機を克服しようとした状況を追究された。こうした分析結果に基づいて、標記の二つの委員会が労働者の抵抗に対する緩衝としての役割を果たしただけで、炭鉱再編成には本質的な成果を残すことが出来なかったことを緻密に論証されたのである。

後者については、「イギリス炭鉱業における強制カルテル——The Coal Mines Act, 1930の成立について——」というテーマで発表した論文(学位論文、第5章、所収)の中で、この30年 Act に基づく強制カルテルの内容と性格の克明な分析を行い、それを通じて、その本質を抉り出している。山本さんの分析によれば、第1次大戦前にイギリスの「世界の工場」としての地位が崩壊したことに象徴される海外諸国との競争激化のなかで、イギリスの炭鉱業が失われた昔日の地位を回復するには、炭鉱業の構造的再編が不可欠であった。その場合、私的所有を廃止することによって炭鉱業の構造的欠陥を打破しようとする労働者階級が要求する「国有化の途」と、競争制限による価格の維持・引き上げに基づいて危機を乗り切ろうとする炭鉱資本家が要求する「カルテル化の途」とがあったが、炭鉱資本家は、それまでの国家干渉に対する反対の立場を投げ捨てて、国家の干渉によるカルテル化の途を選んだ。30年 Act は正にそれであるが、この強制カルテルの役割と限界は、次の3点にまとめられる。すなわち、

(1) 強制カルテルによって補強されたイギリス炭鉱業は世界大恐慌の危機を最小の被害で切り抜けた産業に数えられた。その意味で、強制カルテルは炭鉱資本にとって十分その目的を達した。

(2) しかし、この強制カルテルにおいては輸出炭と国内炭とが区別なく規制され、価格統制に全国的な調整もなされなかったために、輸出炭地区と国内炭地区との対立および最低価格をめぐる地区間の競争を防ぐことは出来なかった。ただし、その後1934年に輸出炭と国内

炭の分離・割当、36年には地区のシンジケート設置の容認というような改正と補強がなされている。

(3) 30年 Act が目指した cheap coal のための合同化による炭鉱再編方式の面では、1931～33年における合同は77炭鉱に過ぎず、失敗に帰したとあってよい、  
と言うことである。このような分析結果からすれば、1930年の炭鉱再編成においては、「炭鉱資本家は強制カルテルの独占的利益を確保し、他方それに応じた能率増大の義務を負わなかった」ことは明らかであって、以上の諸点を摘出したことが、本論文に高い評価が与えられる所以である。

なお、イギリスの炭鉱業においては、16世紀から17世紀を通じてニューキャッスルの石炭業を支配した特許会社 Hostmen's Company による「初期独占」、さらには、1771年から1845年に及んだ Limitation of Vend——ニューキャッスルの炭鉱資本家とサンダーランドの炭鉱資本家との間に価格等の統制に関する協定が成立した「初期カルテル」——が既に存在した。山本さんは、これらの初期の独占やカルテルをも分析対象に取り上げ（前者に関する論稿は学位論文の第1章に、後者のそれは第2章に収録されている）、両者のそれぞれの拠って立つ歴史的基盤を解明することによって、それらが現代における独占の性格とは異なるものであることを析出した。それとともに、P.M. スウィージーに代表されるような見解、すなわち、初期独占の性格と独占段階のそれとの相違を排他的な特権と自主的な制限行為という形態上の差異に求める見解を批判し、独占の性格はその拠って立つ歴史的基盤によって規定されなければならないことを明らかにされている。

つぎに、イギリス鉄鋼業については、「両大戦間におけるイギリス鉄鋼業の独占」と題する論文（学位論文、第6章に収録）において、鉄鋼業の企業集中の態様ないしは形態の特質を分析して、次の3点を明らかにされた。

(1) 両大戦間におけるイギリス鉄鋼業の衰退過程のなかで企業間格差が増大するとともに、カルテル化と企業合同が進展した。しかし、なお鉄鋼業が衰退し、危機が深まっていった根本原因は、イギリス資本主義の海外投資依存による寄生性と海外市場での特権的地位とから結果した技術的・組織的再編成の停滞に帰せられるべきである。この実証に基づく結論からすれば、イギリスのデフレ金融政策、保護関税・助成政策の欠如、大陸諸国とイギリスとの労働コストのギャップ等の外的要因を重視する通説は、厳しく批判されねばならない。

(2) イギリス鉄鋼業は、その危機を克服する途として、国有化等の構造的再編よりも独占強化を選んだが、第1次大戦後から大恐慌までの時期と大恐慌以後の時期とでは、同じく独占の強化といっても、その性格を異にする。すなわち、前者は、旧平価による金本位制復帰に象徴されるように、「産業合理化過程における資本の集中と独占の強化」である。これに対して後者は、金本位制の放棄と鉄鋼関税の実施に象徴されるように、保護主義への決定的

な移行過程における独占の再編であり、スターリング・ブロック圏の確立、国家の助成と干渉の拡大、銀行家宣言（1930年7月）と金融資本の保護主義への転換＝銀行資本と産業資本の結びきの強化を具体的な内容とした独占の再編である。

(3) イギリス鉄鋼業の発展および産業と銀行との融合は、ドイツやアメリカに比して立ち遅れもあり、またそれほど顕著でもなかった。しかし、両大戦間において、国内での生産と資本の集積・集中の高まりと海外市場での特権的地位の後退とが相まって、急速に独占化の途を歩ませることになった。とりわけ、大恐慌までの独占化の進展と大恐慌後の独占再編過程で、普通株と優先株の併用による「水増し財務政策」とその後の「水抜き財務政策」とに促進された工業金融を媒介にして、銀行と産業との結びつきが強まっていった。

以上のような鉄鋼業の企業集中に関する分析のなかでも、とりわけ、山本さんがこの財務政策の具体的な経緯を解明されたことは、高く評価されるべきものである。というのは、この種の「水増し・水抜き財務政策」は、世紀の転換期におけるアメリカの第1次企業合同運動を特徴づける主要なものの一つとして大きな関心が持たれ、数多くの分析の対象とされてきたが、山本さんの研究は、殆ど顧みられなかったところのイギリスでのその問題の実状を掘り起こして、学界における研究の発展に多大の刺激を与えたからである。

最後に、イギリス綿工業の独占形成については、「両大戦間におけるイギリス綿工業の独占」をテーマとする論稿（学位論文、第7章所収）で究明されている。それは、第1次大戦前に頂点に達したイギリス綿工業の構造的特質と大戦後のその衰退過程および1920年代の綿業再編成・Lancashire Cotton Corporation Ltd. (L. C. C.) の設立を分析の対象としているが、そこで山本さんが浮彫りにされた綿業の企業集中の態様は、以下の3点に要約できるであろう。

(1) 第1次大戦前の独占形成＝企業集中は、細糸、縫い糸、仕上げ等の特殊部門で、しかも公募会社（public company）という近代的な会社形態による一部の大企業に限定されていた。しかし大戦後においては、企業集中は基本部門たるアメリカ綿紡績部門を中心として綿業全般に拡大された。このことは単なる量的増大のみでなく質的發展をも意味するもので、1920年代後期以降の海外市場の縮小による衰退と危機のもとで競争力を高めて市場を確保しようとする面と、競争を抑制して価格を安定させ利潤を確保しようとする面との二面性を持った企業集中であった。

(2) イギリス綿業には垂直的企業集中の展望もあったが、結局は水平的結合に終わらざるを得なかった事実、そして、その原因をイギリス綿業の生産面における高度な職業分化という構造的特質と中小規模の個人企業的な private company が依然として圧倒的に多かった事に求めるべきことを検証した。換言すれば、第1次大戦後の企業集中によって綿業全般に大共同体が成立したにもかかわらず、なお依然として多数の中小企業が存在していること、そして前者を核とし、その周囲を後者が取り囲むという形を取っているところに、イギリス

綿業の独占形成の特質が見出される、とすることである。

(3) 第1次大戦直後の綿業ブームのなかで高収益の過大資本化＝水増し財務政策が一般化し、このような資本の寄生性・腐朽性がその後のイギリス綿業衰退の主因となった。さらにまた、1929年のL. C. C.の創立において典型的に見られるように、銀行資本が一方では水増しされた綿業資本の過大資本の切り捨て＝水抜きと企業合同の推進に指導的役割を演じながら、他方では自己の損失を最低にしようとする欲求から、過大資本の切り捨てと構造的再編を不徹底に終わらせるに至ったことを重視しなければならない。

山本さんは、こうした寄生的な財務政策の経緯を究明することによって、イギリス綿業の企業集中過程での銀行資本と産業資本の結合関係と銀行資本の役割とを見事に描き出している。先にも述べた鉄鋼業の場合と同様に、イギリス綿工業の構造的再編過程において優先株と普通株の併用に依る過大資本化＝水増しが展開された事実を明らかにされ、さらに過大資本化による価格競争力の低下がこれらの産業の衰退と危機を深めるにいたったことを浮彫りにされたことは、わが国におけるこの種の研究の間隙を埋めるものとして、高い評価が与えられるものである。

以上、山本さんのライフ・ワークとも言うべきイギリスの企業集中の研究の跡を辿ったが、その業績は、冒頭で述べたことを繰り返すことになるけれども、要するに、イギリスの独占形成の特色を国内競争者の多数の存在と集中の低さ、海外投資の優越性による国内産業の技術革新の停滞、高収益の資本還元による暖簾の創出と水増し財務政策に象徴される寄生的な企業金融上の特殊性に求められたことである。そして、山本さんが一貫して生産・産業構造の特質の分析を基礎とするオーソドックスな手法によって、イギリスの産業的独占形成の構造上の特質についての豊富な資料に基づく実証研究を推し進められたのは、イギリス産業における独占形成の立ち遅れの主因を「自由貿易＝保護関税の欠如」に求めるヒルファディング等の通例の見解に対する根底からの批判を意図されたからではないかと思われる。いうまでもなく、山本さんは見事にそれを成し遂げられたのである。

## [5]

今から20年余り前、私は北浦和駅の近くの旧埼玉大学の校地に隣接した国家公務員のアパートで半年ばかり生活したことがある。そのとき、浦和市に居を構えておられた山本さんとは、時に帰りのお供をさせて戴いたり、お宅にお邪魔させて戴いたりもした。そのときに初めて知ったと言うわけではないが、山本さんはよく酒を愛され、全く癖の無い飲みっぷりを披露された。普通するときには比較的口数の少ない山本さんも、適度にお酒が入ると、四方山話や時に顔を赤らめたくなるような話にも言寄せて、例の少し高めの声で、飄飄と人の世の生き方を語られたが、その様は正に「酒仙」といって良いほどであった。全くの下戸の私には山本さんのお

酒の相手が勤まるはずはなかったが、酒席での山本さんの話にすっかり魅了された私は、同席させて戴いて、時の過ぎゆくのを忘れたことも幾度かあった。

また、余り人に知られていないが、山本さんは、大変な愛犬家でもある。最初にお宅にお邪魔させて戴いたとき、愛犬の散歩から帰られた山本さんは、愛犬に話しかけながら、丁寧にブラッシングをされていた。当時、「名犬コリー」を飼っていて「経済学部の犬公方」を自認していた私は、そのとき以来、愛犬の自慢話や犬の性格の話などを通じて、山本さんに「同好の士」としての親しみを覚えることにもなった。もっとも、我が家の「名犬」も既に亡く、犬について語り合うことも今は殆ど無い。

お子様のおられない山本さんは美しい奥様と仲睦まじく過ごされているが、私がお宅にお邪魔した時は、帰りには決まって奥様の運転で御一緒にアパートまで送って下さった。当時運転免許を取ったばかりの私は、奥様の見事な運転ぶりに目を見張ったものである。運転歴も長く、御自宅から浦和の駅までの相当の距離を山本さんの送り迎えにしょっちゅう車を運転されている由であったが、現在、奥様は健康を害されて、自宅療養中と承っている。御結婚以来、奥様の丹精込めたお世話を受けてこられた山本さん御自身も、元もと余り健康とは言い難いのに、慣れない御自分の身の回りのことばかりでなく、奥様の御看病に献身されると共に、現在勤めておられる作新学院大学の経営学部開設準備のために忙殺されるという尋常ならざる状態に直面された。そうした多忙で困難な事態のなかにありながらも、蓄積してきた「イギリス企業集中の研究」を一冊の書物にまとめて出版され、経済学博士（立教大学）の学位を取得されたことは、誠に敬服にたえないものがある。

稿を終えるに当たって、奥様が一日も早く健康を回復され、先生ご自身もまた御加餐のうえ、ますます御活躍されることを祈念すると共に、今までに倍する御指導を賜るよう、切に願ってやまない。